

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和6年3月13日（水）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）塚 田 佳 充
安 達 卓 是 土 光 均 戸 田 隆 次 錦 織 陽 子
西 野 太 一 矢田貝 香 織

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総合政策部】

〔総合政策課〕堀口次長兼課長

【市民生活部】

〔市民一課〕小乾課長

〔市民二課〕田村課長

〔保険年金課〕吉持課長 白鳥課長補佐兼保険業務担当課長補佐

足立年金医療担当課長補佐 永野健康推進室長

〔市民税課〕長谷川次長兼課長 木下次長 仲田課長補佐兼税制担当課長補佐

山内市民税担当課長補佐

〔固定資産税課〕永江次長兼課長 高見課長補佐兼土地担当課長補佐

〔収納推進課〕大野原課長

〔環境政策課〕足立課長 野口環境計画担当課長補佐

〔クリーン推進課〕高浦課長

【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕中本課長 松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐

松永課長補佐 久保福祉政策担当課長補佐

〔福祉課〕橋尾次長兼課長

〔障がい者支援課〕米田課長 松原計画支援担当係長

〔長寿社会課〕足立課長 柄川課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

森介護保険第一担当課長補佐 荒松介護保険第二担当係長

矢野高齢者福祉担当係長

〔健康対策課〕渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

小西新型コロナウイルスワクチン接種推進室長 岸健康総務担当係長

〔フレイル対策推進課〕頼田課長 井原課長補佐 石田担当課長補佐

小椋担当課長補佐

【こども総本部】瀬尻部長

〔こども政策課〕長谷川次長兼課長 永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐

佐藤こども育成担当課長補佐 長門課長補佐

明石子育て政策担当係長

〔こども相談課〕 松竹課長 山川課長補佐兼発達支援担当課長補佐
木村家庭児童相談室長 小林発達支援担当係長

〔こども施設課〕 斎木課長 榊本子育て施設担当課長補佐 岡子育て施設担当主事

〔こども支援課〕 長尾課長 松永課長補佐兼子育て支援担当課長補佐
田原保育支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】 長谷川局長兼こども政策課長

〔こども政策課〕 遠藤課長補佐 木村学校政策担当課長補佐
松井義務教育学校準備担当係長

〔こども施設課〕 斎木課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐

〔こども支援課〕 長尾課長

〔学校教育課〕 西村次長兼課長 仲倉課長補佐
岡田課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐

〔生涯学習課〕 毛利課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 永瀬図書館長

〔学校給食課〕 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長 松下調整官

傍聴者

稲田議員 岩崎議員 大下議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 津田議員
徳田議員 又野議員 松田議員 森田議員 森谷議員 吉岡議員 渡辺議員
報道関係者 1 人 一般 2 人

審査事件及び結果

議案第 1 3 号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 1 4 号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 1 5 号 米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 1 6 号 米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 2 2 号 和解について [原案可決]

陳情第 4 6 号 ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加について（陳情） [不採択]

報告案件

- ・子育てひろば支援センターの移転（再検討）について [こども総本部]
- ・「こども家庭センター」の設置について [こども総本部]
- ・デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE 1」の申請について [こども総本部]
- ・市内認定こども園における施設内虐待等への対応について [こども総本部]
- ・義務教育学校整備事業の進捗状況について [教育委員会]

- ・令和7年度全国高等学校総合体育大会の開催について〔教育委員会〕
- ・認知症高齢者グループホーム整備事業補助金の事故繰越しについて〔福祉保健部〕
- ・デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請について〔福祉保健部〕

~~~~~

## 午前10時00分 開会

**○今城委員長** ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、3月7日の本会議で当委員会に付託されました議案5件、陳情1件について審査するとともに、8件の報告を受けます。

初めに、陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加について（陳情）を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として辻本篤郎様に出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく、簡潔にお願いいたします。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、辻本様、お願いいたします。

**○辻本氏（参考人）** 皆様、おはようございます。本日は、陳述の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず最初に、簡単に自己紹介なんですけれども、淀江に住んでおります。私自身は米子、淀江の出身ではないんですけれども、家内が淀江出身でございまして、それで、会社員の時代に、米子からスタートしまして、将来、ぜひ淀江に家を建てようと思ひまして、3年前に早期退職しまして、それ以降、淀江に住んでおります。

現在、特に仕事をしておりませんが、いろんなボランティアで、淀江中学校のサッカー部の指導員であるとか、あと、米子市では、児童文化センターのプレーパークのボランティア、あと、最近、伊藤議員の紹介で、子ども食堂のお手伝い、あと、実際にはまだ活動しておりませんが、保護司をさせていただいております。

それでは、座って説明させていただきます。

本日のために配付資料を準備してたんですけれども、事務局のほうから、資料の配付はまかりならんということで、ですから、皆様のお手元には昨年12月に出しました陳情書のコピーがあるかと思うんですけれども、今日は私が準備しました資料に基づいて、説明したいと思います。

ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業ということで、それをぜひ米子市にも参加していただきたいというのが陳情の題目でございまして。昨年4月、政府は国策として定めた、こども基本法の基本理念となる子どもの権利条約を作成したユニセフは、その具体的な実施のために、子どもにやさしいまちづくり事業を創設しました。既に子ども政策では進んでいる米子市と思いますが、子ども政策を国際基準と比較することで、より強固なものとし、米子市の知名度を高め、定住を促進し、今以上に元気で住みやすい町になると期待できると思います。

約10年前になるんですけど、NHKのドラマで、「ちょっとは、ダラズに。」っていう

のがありました。御覧になられた方もおられると思いますが、東京に住むシングルマザーの看護師さんが、米子の病院、これは鳥大病院がモデルなんですけれども、非常に快適な、母子の方でも快適に仕事ができるということでドラマになっています。そういうことで、NHKの米子っていうのが、母子家庭にやさしい町なんだという認識をされていると思います。

このユニセフの既に実施している町田市のチェックリストっていうのがホームページにアップされておりまして、それを紹介させていただきたいと思います。たくさんあるんですけれども、抜粋しております。

まず、1つ目として、公共施設の運用ルールを決める等の行政手続において、子どもが参画する、子どもの意見を聞くという機会の確保が認められており、子どもの意見が実際に反映されていますか。

2つ目、子ども議会やまちづくりワークショップ等の場を設け、子どもの意見を市政に取り入れているか。

3番目、自治体の子ども報告書は存在するか。子ども報告書というのは、子どもにやさしいまちづくりの進捗度報告書、子どもの生活に関する実態報告書、子どもの権利に関する実態意識調査報告書等を意味するそうです。

次に、4番目、自治体の管理職を含む主要な職員は、子どもの権利に関する教育を受けているか。私がふだん関わるボランティアにおいても、担当の方が、子どもの権利、子どもの意見を聞くと分かっているのか、疑問に感じる場面もあります。大人の事情、理論で物事を決めている、そのようなことが、例えば不登校の原因にもなっているのではないかと推測しております。

5番目、公共施設整備やまちづくりにおいて、子どもの意見を取り入れているか。

以上、5つの点が町田市のチェックリストからの主なものでございます。

次に、この子どもにやさしいまちづくりの期待の効果としまして、1、これは私が考えたんですけれども、経済的効果としまして、政府や行政は少子化対策として児童手当の拡充や保育費、教育費の補助を、制度を持っていますが、全てはお金をかけてやろうというものでございますが、この制度は多くのお金をかけずに、子どもの人口増が期待できる。人口増が期待できるというのは、既に行っている行政のホームページに載っていたものでございます。

2、投票率の向上。日本の教育では、性教育と政治教育が立ち後れておりますが、この制度により、実際に子どもたちが町の政策の決定に関わることで、政治への関心を高め、将来の選挙投票行動につながることを期待できます。この制度、概略はホームページで分かるんですけれども、じゃあ、実際に何にどういうことをしてるのかということは、そのためには、まず、調査研究チームを発足させて、ユニセフへの聞き込みや、既に実施する自治体への調査聞き込みをして、実現性を探ってみてはどうかと思います。

先行自治体は、北海道のニセコ町、北海道の安平町、宮城県の富谷市、東京都町田市、奈良県の奈良市などがございまして、令和3年3月時点で、開発途上国、先進国合わせて58か国、5,676の自治体やコミュニティで展開されているとホームページにございました。

次に、政府のこども大綱ということで、今年の12月23日に新聞に載っておりました

けれども、政府は子ども政策の方向性などを盛り込んだこども大綱を閣議決定したと。その中に、おおむね5年後までに、政策に関して意見を聞いてもらっていると思う子どもの割合を20.3%、23年から、70%、3倍以上に引き上げる目標を盛り込んでいるということでございます。子ども政策はユニバーサルなものであることから、ユニセフは本制度を用いて、子ども、ひいては高齢者や障がい者、一般市民にも住みよい町の構築を促しております。米子市もこの制度を生かして、国策に頼ることなく、子育て世代の移住を促進し、人口増につなげ、自ら住みよい町を創設することを目指していただきたいと思います。

以上が内容でございます。よろしくお願いします。

**○今城委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して、質疑はございませんか。

土光委員。

**○土光委員** まず、ちょっと質問の前に一言、先ほど辻本さんも言及されましたが、今日の陳述に当たって資料を準備していただいて、議会側の、多分、辻本さんから見ると、よく分からない曖昧な理由で受け取らなかったということがあったと思います。市民から、辻本さんから見れば、ちょっと今回の対応を理不尽というふうに感じられているのではないかと私は思います。委員の一人として、今回の議会側の対応、私としてはおわびを申し上げたいと思います。

**○今城委員長** 土光委員、質疑をお願いします。

**○土光委員** 先ほどの陳述の中で、辻本さんもプレーパークとか様々なボランティア活動をされていて、その中で、担当者が子どもの権利を分かっているか疑問を感じる場面があるというふうに言われたと思います。もしできましたら、具体的にどういう場面で、どんなことがあったか、ひとつ紹介していただければと思います。

**○今城委員長** 手を挙げて。

辻本参考人。

**○辻本氏（参考人）** 具体的には、そうですね、ちょっとネガティブなことなので言いにくいところもあるんですけども、例えば、部活動指導員をしております。顧問の先生が一応おられるんですね。その顧問の先生の指導方法を見ておりますと、どうも自分の教え方を主張したいと。1時間とか1時間半の部活動の時間なんですけれども、場合によっては30分間、顧問の先生が演説をして、こうしろ、ああしろと言うと。私は、中学校の部活動っていうのは、子どもたちの自主的な活動であるべきで、よかれ悪かれ子どもたち自身が自主的に練習内容を決めたり、選手を決めたりする方向でやりたいんですけれども、そこら辺で子どもの権利条約上どうなのかなというような場面があります。

あと、プレーパークなどでは、そうですね、プレーパークっていうのは御存じでしょうか、外で遊ばせる、泥んこ遊びとか、ちょっと危険っぽいような遊びを子どもに自由にさせるというものなんですけれども、これを行政サイドがやってるのは非常に珍しい。これは素晴らしいことだと思うんですけれども、行政であるがゆえにちょっと堅苦しい感じかなというところは感じております。取りあえず以上でございます。

私自身も、米子市が子どもに対して具体的にどのような政策をされてるっていうのは具体的には知らないんですけれども、ぜひこのユニセフの内容に沿って、比較することによ

って、よりグレードアップできるのではないのかなと思っております。

**○今城委員長** ほかにございますか。

土光委員。

**○土光委員** もう1点あります。今回の陳情を読むまで、ユニセフが子どもにやさしいまちづくり事業という、こういった事業をやっているというか、全然知らなかったんですが、この中で、要は、例えば米子市だったら、米子市の子どもに関する政策を、というのをユニセフが子どもの権利条約、それから客観的な視点で評価をするという、そういう制度。例えばこれに参加するとして、ユニセフに様々な評価とか、いろんな、大ざっぱに言えば、事務的な作業、いろんな作業が必要になると思いますが、これに関して、米子市だったら、米子市側からの費用負担っていうのは、そんなのは生じるものなんじゃないでしょうか。もしその辺、御存じでしたら。

**○今城委員長** 手を挙げてください。

辻本参考人。

**○辻本氏（参考人）** すみません、具体的には、やはり先行自治体にインタビューしてみなければ分からないと思いますが、私は、実質的にはゼロではないのかなと思います。

**○今城委員長** ほかによろしいですか。

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○今城分科会長** では、参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります吉岡議員及び土光議員の説明を求めます。

本日は、提出者に説明をいただきましたので、賛同議員には、賛同の理由のみを簡潔に述べてください。

初めに、吉岡議員。

**○吉岡賛同議員** 会派よなご・未来、吉岡古都でございます。陳情への賛同意見を説明させていただきます。

陳情書に添付された資料によりますと、ユニセフ子どものまちづくり事業とは、子どもと最も身近な行政単位である市町村等で、子どもの権利条約を具現化する活動です。その特徴は、町の人々がみんなで、みんなの町をつくっていくこと、とりわけ子どものまちづくりの主体、当事者として位置づけることですとあります。一般質問でも明らかになりましたが、米子市民自治基本条例では、子どもはまちづくりの主体として位置づけた条文はなく、子どもの権利についての記述は不十分です。そのせいか、答弁からも、米子市はまだまだ子どもは受益者で、助けてあげる、守ってあげるという支援の対象という認識であると受け止められました。この事業に参加することで、子どもの行政への参加が組織化され、より子どもの希望に沿った施策が可能であるという主張に賛同いたします。以上です。

**○今城委員長** 次に、土光委員。

**○土光賛同議員** 賛同理由を申します。私、この陳情は、先ほども言いましたが、こういった制度があるというのは今回の陳情で初めて知って、今、米子市、こども総本部とか、子どもに関する政策を非常に積極的にやっているというふうに私も思っています。ただ、それをやるときに、子どもの権利条約という視点から、客観的な視点でそれを評価する、そういう評価をしながら進めていくというのは非常に私は意味があるようというふうに思

いました。特に、この制度の中で、ある政策、制度を考えるときに、当事者である子どもの意見を聞くというのをシステム化する、そういったこともこれを採用することによって着実にできていくというふうに思います。

一つ例を挙げますと、この前、この委員会でも義務教育学校でプール、校内に設けるか、外に行くか、そういった活発な議論をされました。ただ、そのときに、私もこれ、後から考えてですが、当事者の子どもの意見を聞くという発想、視点が欠けていたと思います。そういったことがないように、こういったシステムを採用して、客観的、子どもの意見を聞くということも制度化する、そういうふうな形でこれからの米子市も子どもの政策が進められていけばいいなというふうに思ったこと、これが賛同の理由です。

**○今城委員長** それでは、賛同議員に対して、質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか、質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

それでは、安達委員から。

安達委員。

**○安達委員** 今までずっと陳情者、それから賛同議員の意見を聞いておったんですが、とりわけ、辻本さん、今日お見えになって話されたことなんですが、ユニセフに、いわゆるぜひというような話で聞いたんですが、国策としての子ども支援とか、市の支援事業というのをあまりよく分からないですがっていうくんだりでしゃべられたのがちょっと違和感を感じたところでありますが、それはそれとして、会派でいろいろ議論してきました。この陳情について、それぞれ議員から意見が出たんですが、今、米子市として、現実問題に抱える課題はいろいろあるかなと思いつつ、言われるところが少し主張が不明確に感じたりするところがあって、米子市が子ども支援の事業が不十分とか未整備だとかっていうふうな捉えは自分はないので、今の子ども支援とか、推進している事業をさらに拡充してもらったり、整備をしてもらえればということで、ユニセフに加入とか取組ということにちょっと実は考えが及ばないところがありますので、今の米子市の市政、また国の国策も見ながら、子ども支援ができればと思って、不採択を主張したいと思います。以上です。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** 私は、このたびの陳情、不採択を主張させていただきます。陳情内容について勉強し、また、辻本様が米子市に対しまして、この参加に値する米子市の子ども施策が進んでいるだろうという期待を持って今回の陳情を出されたところを受け止めました。ありがたいお声だったなとは思っておりますが、現在、米子市として、子どもに対する施策というのはしっかりとそれぞれできるところから先駆的な取組をしていただいているというふうに私自身は受け止めております。今後も、この子ども基本法を受けまして、子どもファーストであるとか、子育て支援の一層の充実というのを図られる中で、もしかすると、このC F C I、向かわれるという判断をされるのかもしれない、時が来るかもしれないけれども、今のところ、私としては本市の取組を後押ししつつ、また、より具体

的に取組が進むように今後も職責を果たしていきたいと思っておりますので、このたびの陳情につきましては、不採択を主張させていただきます。

**○今城委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 私も、不採択をお願いします。特にユニセフを否定するものではないですが、今、私もこれ、勉強させてもらって、いい取組だなと思う部分もあるんですけど、よくよく考えると、本市にはしっかりした教育委員会もあって、こども総本部もあります。その中で取り組んでいるものもありました。あとは、取り組んでないものを取り組めるものは、今後勉強して、ユニセフが取り組んでいる10の構成要素ですか、を勉強させてもらいながらも、幾らでも議会の上でも話ししながら、討論しながら、取り組めるものは取り組んでいく、いいものはいいという形でやっていけるのではないかと思いますので、特にユニセフが入らないとできない事業なのかなと、ちょっとそこがかなりクエスチョンだったので、今後、参考の一つとしてやらせてもらえたらなと思いますので、今回の陳情は不採択をお願いします。

**○今城委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も不採択を主張したいと思います。先ほど辻本さんがおっしゃったように、国のほうでもこども大綱を作成するという方向づけがなされておるところでございます。それに呼応して、本市も子ども計画を策定するというふうに私は伺っておりますので、その辺の動向なり状況を見定めたいというふうに考えておりますので、以上で、不採択を主張したいと思います。

**○今城委員長** 西野委員。

**○西野委員** 私も不採択をお願いします。このユニセフのCFCI、こちらで、今、全国でおおよそ1,700の自治体がある中で、まだ加盟が10件にも満たないという状況であります。そして、近隣の自治体にも加盟はしている自治体はないという、ちょっと詳細を把握するには情報量が少ない。先ほど土光議員が陳情者に質問した、自治体からユニセフに対し、金銭面、何かあるのかという質問に対して、陳情者様は、ちょっと各自治体に確認しないと分からないということだったので、やっぱりそのところの詳細がまだ見えてこないの、ちょっとまだ様子を私は見たいなということで、もうちょっとユニセフ、これ、全国に広がってからでもいいのかなとは思いますが。それを踏まえて、不採択をお願いします。

**○今城委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 私は採択したいと思います。ユニセフでこういう事業をしておられるということを私も今回の陳情で初めて知ったんですけども、やっぱり今、子どもの人権条例とか、子どもの権利条約、そのところから見ても、子どもの意見表明権というのが、私、やっぱりすごく軽くされてるなというのは日頃から感じてまして、子どもは保護されるものとか、大人が子どもを育てていくものっていう対象としていて、ここでいう子どもの意見を聞いたりとか、子どもの力を借りて市政にそれを変えていくっていう、そういうことっていうのが、やっぱり全体の政策の中で、たくさんありますけども、そういう点では非常に欠けてるんじゃないかなというふうに、これを見て余計思いました。ですから、こういったところに参加してやっていくっていうのは、よりよい施策ができるし、子どもたちにいい条件で子育てをしていく、米子で生きていくということが出来るんじゃないかなと

いうことと思います。ですから、賛成です。採択です。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 皆さん、趣旨採択にしませんか。私は趣旨採択を主張します。というのは、これは賛同理由でも言いましたが、米子市の子どもに関する施策、積極的にやっている。ただし、誰でもよかれと思ってやるわけですね。でも、やっぱりそこで客観的な評価とか指標、それでチェックをしながらやっていく、いわゆるPDCA回すというか、それは非常に必要なことだと思います。よかれと思っていることは際限がないから。善意の道は地獄までということでもあるので、だから、そういったシステムを採用すると、非常に私は意味があると思います。ただ、まだ詳細はやはり分からないところがあります。実際、事務的な負担が具体的にどうして、どのぐらいになるのか、それから、金銭面もまだ明確にははっきりしない。だから、趣旨採択にして、議会側も、当局側も、これに関して様々調査・研究して、これは実行可能だと思ったときにスタートをすればいいと思うので、不採択ではなくて、この考え方を生かしていこうということで、私は趣旨採択、ぜひ皆さんもそれに賛同していただきたいと思います。

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

ただいま趣旨採択という御意見がございました。

初めに、趣旨採択についてお諮りいたします。本件について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…土光委員〕

○**今城委員長** 賛成少数であります。

それでは、改めて採決をいたします。

これより採決いたします。陳情第46号、ユニセフ「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」への米子市の参加について（陳情）、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…土光委員、錦織委員〕

○**今城委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

採決結果、理由の取りまとめについてですが、先ほど不採択と決しましたので、採決理由の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**今城委員長** では、御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

辻本様、本日は御出席をいただきまして、ありがとうございました。

以上で本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午後1時12分 再開

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

こども総本部から4件の報告を受けます。

初めに、子育てひろば支援センターの移転（再検討）について、当局の説明を求めます。  
松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** そうしますと、子育てひろば支援センターの移転（再検討）について御報告申し上げます。そうしますと、資料を通知させていただきましたので、御覧ください。

まず、経緯といたしましては、令和6年2月14日の民生教育委員会におきまして、子育てひろば支援センターの移転先を市役所第2庁舎と報告いたしましたが、委員の方々から、子どもが利用する施設として、建物の耐震等の安全性に不安があるなどの御指摘を受けまして、改めて移転先を検討することといたしました。移転先の選定及び開設場所につきましては、子どもが安心・安全に利用できる場所を重視し、近隣の市有施設を再検討した結果、ふれあいの里館内の貸室などを調整し、米子市福祉保健総合センターふれあいの里3階和室を新たな開設場所といたしました。開設期間につきましては、令和6年3月25日から令和7年3月までを予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、グッドブレスガーデンでの子育てひろば支援センターの開所は本日、令和6年3月13日までとしており、3月14日から移転作業のため一時閉所し、3月25日からふれあいの里で開所する予定でございます。

今後は、東保育園の新園舎が完成後に、園の併設施設として開所する予定でございます。報告は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、こども家庭センターの設置について、当局の説明を求めます。

松竹こども相談課長。

**○松竹こども相談課長** それでは、こども家庭センターの設置について御報告申し上げます。通知いたしました資料を御覧ください。

まず、1の経緯についてです。令和6年4月1日施行の改正児童福祉法及び母子保健法において、市町村は、子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとなりました。

次に、2の本市の取組についてです。本市では、子どもや保護者、家庭などに対する切れ目のない支援を強化するため、平成30年4月、福祉保健部内にこども未来局を設置するとともに、こども総合相談窓口を開設し、子育て世代包括支援センターを併設して、母子保健事業を健康対策課とこども相談課との共管事業と位置づけました。

また、資料には記載してございませんが、本市は同年同月、あわせて、こども相談課に子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。令和3年12月には、福祉保健、教育を通じ、一貫した支援体制のさらなる強化を図るため、こども総本部を設置して、このたびの国の動きに先んじて、既に母子保健と児童福祉の一体的支援を行っているところであり、今後もより一層切れ目のない支援の充実に取り組んでいきます。

3の名称につきましては、従来どおりこども総合相談窓口とし、(米子市こども家庭センター)といたします。

4の設置場所についてですが、こども家庭センターは、ふれあいの里1階、現在、こども総合相談窓口でありますこども総本部こども相談課に設置いたします。

5、設置日は、令和6年4月1日といたします。

報告は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請について、当局の説明を求めます。

堀口総合政策部次長。

**○堀口総合政策部次長兼総合政策課長** 報告の前に、資料の訂正をお願いいたします。資料の2、採択決定時期及び3、今後のスケジュール(1)について訂正をします。

例年3月10日頃に国からの内示があることから、採択が決定した場合は3月議会最終日に補正予算を上程する予定と記載しておりますが、先週8日金曜日に、国から内示は例年より遅れて、3月下旬頃となる見込みであるとの連絡がありました。そのため、国の交付金を活用して事業を実施するとの基本的な方針に変更はありませんが、新年度に入って速やかに事業を着手することがより効果的な事業実施にとって必要であるため、議会最終日に内示が間に合わなくても補正予算を上程させていただく準備を進めておりますので、御承知おきください。

なお、内示の結果によっては、事業実施を見送る場合が生じる可能性がありますので、その場合には、改めて議会に報告等をさせていただきます。

訂正は以上です。

**○今城委員長** 長尾こども支援課長。

**○長尾こども支援課長** そうしますと、こども支援課より、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請について御説明いたします。

現在申請している事業は、子育てクラウドシステム事業です。事業の概要と必要性ですが、現在、保育施設と、毎月の給付費や委託料の請求及び各種加算に係る認定申請、各種補助金に関する書類のやり取りを紙やメールで行っています。これをクラウドシステムを介してデジタル化することによりまして、保育士と当市の事務負担が大幅に削減されます。本市としましては、保育施設の負担軽減を図り、そこから生み出された時間を子どもたちへの保育業務や保護者支援に充てていただき、さらなる質の向上を図っていきたいと考えております。

また、事務負担の軽減によりまして、保育現場の労働環境の改善を図ることもできると考えており、保育士の離職を防ぎ、人材の確保を定着につなげていくことを目指し、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し導入したいと考え、申請をしているところです。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど説明をしたとおりです。

説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了をいたします。

次に、市内認定こども園における施設内虐待等への対応について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 市内認定こども園における施設内虐待等への対応について御報告申し上げます。本件につきましては、3月5日に議員の皆様へは既に情報提供をさせていただいているところでございますが、改めて報告させていただきます。

市内認定こども園、米子ナーサリー・スクールにおきまして施設内虐待が発生しまして、当園に対しまして、令和6年2月13日から、子ども・子育て支援法に基づきまして確認指導監査を実施しました。当該監査の結果、施設内虐待等の不適切な事象が確認されたことから、同年3月5日に同園に対し、文書による改善指導を行ったところでございます。

施設の概要につきましては、記載しておりますとおりでございまして、文書指導の概要を2番のほうに記載しております。指摘事項としては4項目ございます。①番目、施設内虐待の是正というところでございまして、特定の園の職員が園児に対して大きな声で声をかける、威嚇と判断されるような発言等を行っていたことが確認されました。それにより、複数の園児が怖い思いをしたと発言しておりまして、中には登園を嫌がる児童や、男性に対して拒否反応を示す児童もありました。これらの行為が園児に対する心理的虐待でありまして、施設内虐待であると判断されますので、即時に施設内虐待を行われない措置を講ずるよう指導したところでございます。②番目が、保護者との約束の遵守。こちらは、園が保護者と交わした特定職員、①番の職員と同じ職員ですが、こちらが園に立ち入らないことを、それが遵守されていないということがございまして、これは保護者の相互理解を図るよう努められていない状況でありますので、園においてさらなる事実確認と再発防止を設けるよう指導したところでございます。③番目、保護者の要請に基づく保護者会の開催、この①、②につきまして、複数の保護者から保護者会の開催要望があったところですが、開催に至っていないということにつきまして、こちらも保護者との相互理解を図るよう努められていない状況であるとして、保護者会の早急な開催を指導したところでございます。④番目は、職場内のハラスメント防止の取組でございまして、①番と同じ特定職員でございますが、こちらの職員が、他の複数の職員に対しまして、その面前でＩＣレコーダーを机や床に投げつけて破壊するというような行為がございました。また、あわせて、大きな声を出すなどの行為を行ったものでございます。これは職場内でのハラスメント行為と考えられますので、よって、この園においてさらなる事実確認を行うとともに、再発防止策を講ずることを指導しております。

以上、4点を文書により指導したところでございます。

3番目の今後の市の対応についてですが、同園に対しましては、3月25日までに改善報告を市へ提出するよう指示しておるところでございます。市は、その対応策の実効性を

確認するため、県と協力して、継続的に現地調査、指導等を行うこととしております。また、安定的に保育が行われますよう、園や子どもの状況を確認しながら、園に対し指導・助言等を行っていくこととしております。また、虐待を受けました児童及び家庭への状況、こちらに応じた精神的なケア、相談等を行うこととしております。

また、市内各保育施設に対しまして、同様のことが起きないように、施設内虐待等の不適切な事象が生じないように、改めて周知・啓発を行っておりまして、既に3月8日に、市内の保育施設に対しましては、虐待の防止及び発生時の対応について、文書をメールにて周知を行ったところでございます。

なお、本件につきましては、鳥取県と協力して対応しております。県におきましては、児童福祉法に基づき、市と同日に特別指導監査を行っておりまして、同様の内容の改善指導を行っているところでございます。

報告は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

安達委員。

**○安達委員** 新聞に載った記事もありますが、今、このような報告を受けました。それで、6日の日ですか、新聞に載ったのは。その後の経過もあると思うんですが、文書指導の概要とかとありますけれども、今現在は、園は、子どもたちは通園していない状態だと思うんですが、その辺のところを教えてください。

**○今城委員長** 永栄こども政策課長補佐。

**○永栄こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 園は引き続き運営しておりまして、園児も通園しております。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** 平常の状態って言っているのかな、通園はそのままに変わっていないということですか。当該職員さんはいない状態で園は保育活動をしているということですか。

**○今城委員長** 永栄こども政策課長補佐。

**○永栄こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 施設のほうで、当該職員に対しましては、立入禁止ということで現在しておりまして、園のほうは、これまでどおり運営しております。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** それと、今報告の中であったんですが、複数の保護者から保護者会の開催をという要望が出てるようですが、これは予定は今あるんでしょうか。それも含めて教えてください。

**○今城委員長** 永栄こども政策課長補佐。

**○永栄こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 保護者会につきましては、3月8日に開催されておられます。

**○今城委員長** いいですか。

では、錦織委員。

**○錦織委員** 結局、この園の職員とか特定の職員とかっていうのが名前が出るんですけども、名称が出るんですけど、これは、男性の副園長ということですね、1人ですね。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** おっしゃるとおりです。

○**今城委員長** ほかにはございますか。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 6年2月13日に監査に行かれたんですけれども、通報は、いつ、どこに  
対してあったのか、市は、この事案をいつの段階で把握されたのか伺います。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 最初に、大きな声を出すということ  
の虐待案件がございましたのが2月9日でございます、ちょうど連休前で、連休挟ん  
で、2月の13日に鳥取県のほうに保護者さんからの通報がございました。市のほうにも  
すぐ連絡がありまして、同日、指導監査に入ったところでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今までに、保護者や職員等から、この児童福祉施設内での苦情や虐待等の  
通報内容について市として動かれた案件があったのでしょうか、伺います。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** これまで、ほかの施設も含めまし  
て、いろいろ保護者さんなどからは、そういう虐待、疑いというか、そういう案件はあり  
まして、県と市で応じたということはありません。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** この児童福祉行政指導監査等の実施についてなんですけれども、県と市が  
連携を取りながらされてるんですけど、そもそも、この実施について、県と市の役割分担  
とか、施設のすみ分けといいますか、そういったものがあるんでしょうか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** この指導監査の県との役割分担  
ということなんですけど、市のほうは、子ども・子育て支援法に基づきまして、施設型給  
付費を施設のほうに給付しております。その給付に係る施設として、基準に沿って適切に  
運営されるよう指導監査を行うという権限を持ってやっております。県のほうは、児童福  
祉法に基づきまして、認可権者として、施設について基準に沿って設置、運営をされてい  
るかというところで指導監査を行っております。対象施設は、市のほうは特定教育・保育  
施設、いわゆる認可の保育所ですとか認定こども園、あと、地域型保育施設で小規模保育  
事業所等ございます。県のほうは、認可保育所、認定こども園を認可しておりますので、  
施設としては重複する部分が多くあります。今回の指導につきましても、指導内容と指導  
に向かつての動きなどは、県とほぼ、ほぼといいますか、同様の動きをしております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** この監査実施要綱というのは、県と同じものを共有して動いておられるっ  
ていう理解でよろしいですか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 監査に関する実施要綱っていう  
ところですが、鳥取県は鳥取県の児童福祉法に基づく要綱で定めておられまして、米子市  
は米子市で、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設、地域型保育施設、そち

らの監査要綱をもって、それに基づいて動いております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** すみません、今、私、市の要綱を探し出すことができなかったのを確認させていただいたんですけど、あるということで承知いたしました。

その中ですけれども、監査を受けると、一般監査の場合ですけれども、行くときには事前に通知するわけですが、整えていただく資料のことなんですが、特別に該当がある場合について、自己評価の資料であるとか、第三者評価の資料、苦情解決資料等を用意するということになっているのかなと思うんですけど、これは実際どうでしょうか。これ、私、今言ったのは、米子市の社会福祉法人指導監査関係要綱を見させてもらったところから言っているんですけど、今の子ども施設についても同じような、これらの資料については、提出はふだんは求められないのでしょうか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 指導監査につきましては、定期監査と、こういった、今回の事象が起きた場合の臨時的監査というのがございまして、定期監査につきましては、一通りの書類を準備していただいて、書面審査の場合もあれば、実地で書面を確認しながら監査を行うということになります。こういった特定の事象の場合につきましては、その事象に応じた必要な書類を施設のほうに提示を求めて、確認して、事実確認を行うということになります。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 繰り返してはいけないし、ほかの施設でも起こってはいけないことなんですけれども、これはできるかどうかちょっと分からないことを申し上げているなというのは分かっているんですけど、しっかりと、せっかく定期監査でも行かれるわけですので、そこに、せめても苦情解決に当たってどのような対応をしているのか、どういうふうに記録に残して施設内で対応してきたかということを定期監査の中で求めていかれてはどうかと思うんですけど、そういった要綱の見直しというか、基準を市として取り組むというのは難しいのでしょうか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** 失礼しました。定期監査におきましても、その苦情解決の体制整備ですとか、その辺りは確認しております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** じゃあ、資料として準備するのが通常なんですか。

○**今城委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○**永榮こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐** はい、そうでございます。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。それでは、社会福祉法人監査資料関係要綱のほうが見直されないといけないという状況なんだというふうに理解をさせていただきます。担当ではないと思いますが、御確認いただければと思います。

最後にこれ、一つ要望ですけれども、子ども・子育て会議の議論の中に、子育て施設、子ども施設等の虐待防止という観点とか、保育の質についての議論というのが、前回の会議を傍聴させていただく中ではなかったなと思っているんですけど、これについて取

り扱うということについてどのようにお考えでしょうか。提案させていただきたいんですけど。

○**今城委員長** 長谷川こども総本部次長。

○**長谷川こども総本部次長兼こども政策課長** 前回の子ども・子育て会議におきまして、まだ、この虐待案件の公表前ですか、指導に向かって県と協議している最中、さなかということでございました。今後におきまして、またそういった場を捉えまして、子どもの虐待防止、適切な保育を行えるような環境整備に向けてそういった議論もしてまいりたいと考えております。

○**今城委員長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** よろしく願いいたします。

○**今城委員長** ほかにはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** では、ほかにないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 3 5 分 休憩**

**午後 2 時 4 0 分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から 2 点の報告を受けます。

初めに、義務教育学校整備事業の進捗状況について、当局の説明を求めます。

遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** それでは、義務教育学校整備事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、1 番、候補地の用地取得及びハード整備の状況についてでございます。任意売買による用地買収に向け、土地につきましては、地権者全員の方から同意が得られましたので、現在、契約の締結に向けて準備を進めております。物件につきましては、建物の移転補償費の算定が 2 月末に終了いたしましたので、現在、権利者の方々との面談を調整しているところです。先月の委員会で報告させていただきましたとおり、土地、物件ともに今年度内での買収は困難なため、繰越予算案を上程いたしました。

建築基本設計業務につきましては、令和 6 年 3 月 1 日に、清水・ケーアイ特定設計業務共同企業体と契約を締結いたしました。契約期間は、令和 6 年 1 2 月 3 1 日までとしております。

次に、2 番、開校準備委員会についてでございます。

次回開校準備委員会及び来年度から立ち上げます各専門部会は、4 月下旬から 5 月中旬頃に開催を予定しており、現在、日程調整中です。開校準備委員会では、令和 6 年度の予定や学校名決定までのプロセスなどについて御協議いただく予定としております。

次に、3 番、義務教育学校の基本構想についてでございます。

お配りしております資料では、年度内に策定完了予定としておりますが、教育委員の方々に最終案について御協議いただき、先日、策定が完了いたしました。今後は、この基本構想を基に整備を進めてまいります。

最後に、プール設置についてでございます。

現在、市内公立小・中学校の今後の水泳学習及びプール施設の在り方について検討を進めており、校長会からの意見聴取や定例教育委員会での協議を行っているところです。

令和6年4月下旬をめどに事務局としての方針を決定する予定としており、義務教育学校のプール設置の方針もそれに従って決定していきます。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** プール設置について、4月下旬をめどに方針を決定するという予定なんですけど、先ほど土光さんがおっしゃったんですけど、ここの中には全然子どもの意見が入ってないと思うんですけど、何かしら児童生徒の意見は聞かれる場面があったのでしょうか。

**○今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 事実誤認があらうかと思います。先ほどは陳情の説明でしたので、私は答弁できませんでしたが、しっかりと児童にも入って、学校施設、プールについても、話を聞いて、いろんな様々な意見を聞いておるところでございます。

**○今城委員長** よろしいですか。

**○錦織委員** 了解しました。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

塚田委員。

**○塚田委員** すみません、プール設置についてがどうしても議論になってくと思うんですけど、場所的にヌカカの心配がやっぱり保護者の方々からもかなり声が上がってまして、今、崎津小学校でもやっぱりかまれてる子もおられてるということで、その辺の心配が一番強いんじゃないかなというところで、前の委員会でもいろいろ話が出ましたが、ヌカカが一番心配だになっていうところは、いろんな方々からお声をいただいています。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** そのプールの件なんですけど、屋内プールっていうのは、全然視野に入らなかったんですけど、私、今、4つの小・中学校を1つのプールっていうことになっているので、そのくらいの費用をかけてもいいんじゃないかというふうに私自身は考えますが、あくまでももう屋内プールは造らないっていう方針なんですかね。確定してるんですか、それは。もう一回ちょっと確認を。

**○今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 議論を整理させていただきます。まず、屋内プール、これは現実的ではないということで考えておりまして、そこは議論からは外しているところでございます。

それから、施設、4校1つなんで、コストパフォーマンスですか、効率的なんで造ったらいんじゃないかというお話ですが、教育委員会といたしましては、コスト云々ということとは基本的にはあまり考慮せずに考えておりまして、どういう施設がいいのかということ

で考えております。プールの施設ということで考えておりましたけども、今、水泳の授業をどうするかということを中心に検討を進めているところでございます。ですので、4校を1つにしたからどうということでは検討は進めてはおりません。

○**今城委員長** 錦織委員。

○**錦織委員** いや、でも、屋内プールのことは、検討委員会というか、そこで議論をしたときに、屋内プールの意見も何か出たらしいんですけど、最後になって、それは考えていないっていうふうに出たっていうので、今までの議論何だったんだっていう声があったみたいなんですけど、現実的でないというのは何ですか、何が現実的じゃないんですか。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 屋内プールの議論につきまして、経緯を遡って説明させていただきます。その前の、プールが話題に上がった議論が12回でございました。そのときに、島根大学のアドバイザーに来ていただきまして、そのときに、島根大学のアドバイザーさんから、屋内プールは現実的じゃないよという御意見いただいております。そのことに、その次の会に、そこを前提として議論しましょうということでしたが、議論中の経過でそういった話になり、屋内プールの話が出ましたが、事務局といたしましては、その前の会からの議論の流れを踏まえて、そこは現実的ではないので選択肢から外して議論しましょうということを申し上げて、議論をやめさせていただいたという流れでございます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** ちょっと今のやり取り聞いて、現実的でないというのは、どういう理由で、どういった面で、コストを考えて現実的でないというのは、それは分かるんだけど、そうじゃないと言われましたね。じゃあ、理由聞くと、島大のアドバイザーが言ったから、それは現実的でないような説明にはならないと思いますけども、どういった意味で、これ現実的ではないんですか。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** 各学校に屋内のプールというのは、プールの授業の日数ですとか、ほかのもろもろの施設、配置等を考えたときに、そこにそれだけの施設を設けるということが、全体のバランスですとか授業の特性、それからコストもやはりかかります。コスト面からいって現実的ではないということでございますが、仮に、コストのことを言わないと申し上げましたが、コストについてもやはり建設費も非常に高くなります。屋内ですと水温が上がりませんので、温める設備ですとか、そういうこともあってもろもろの設備、浄化設備とかかかりますので、非常に運営費も高くなるということもございますし、これは、公共施設、社会体育のプールとしても、屋内プールどうするかということが非常に悩ましい問題でございますが、そこを学校でプールを準備するかというのは、やはり現実的にはできないということかと考えております。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、コスト面で、要は現実的でないということなの、今の説明聞いたらそうしか取れないんですけど、本当にそれは駄目とかじゃなくて、そうじゃないんですか。

○**今城委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

○**長谷川教育委員会事務局長兼こども政策課長** コスト面を考慮しないといえますか、コ

スト面は第一には考えませんが、限度がやはりあるかと思います。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、現実的じゃないというのは、コスト面から考えても、実際無理だと、幾らコストのことは第一義的じゃないけど、屋内プールに関しては、コスト面のこともあり、実際造るというのは現実的でない、私はそれはそうだと実は思ってるんですが、それでいいんですよね、そういう理解で。

○**今城委員長** 確認されますか。

○**土光委員** 私はそう理解しました。

ちょっと別のことで。

○**今城委員長** じゃあ、土光委員、続けてどうぞ。

○**土光委員** プールに関しては、子どものことを聞いてない、私、実際そのような発言したんですが、聞いてると。ちょっとその子どもの意見、どういった意見か、主要なものを紹介していただけないか。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** 子どもたちの意見につきましては、私たち事務局のほうで直接出向きまして、子どもたちから、プールについてどうだということは、直接的には聞いていないんですけれども、美保中学校区につきましては、各校長先生方を通じまして、教職員ですとか学校として、どのようなお考えをお持ちかという意見の聴取のほうを校長を通して行っておりまして、そういったところで、必要に応じて子どもたちの意見も聞いていただいているというふうに認識をしております。今、具体的にこれがいい、あれがいいというようなところを、細かなところまでは十分把握はできておりませんが、そういった形での意見聴取ということで御回答させていただきます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** 要は直接は聞いてなくて、学校、校長を通して、多分校長は子どもの意見も聞くだろうということで、それを通して子どもの意見を聞いてると、ただ、じゃあ、具体的にどんな意見が出たというのは把握はしていないということでいいですね。

○**今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

○**遠藤こども政策課長補佐** プールに限った質問ということは直接私たちはしていないんですけれども、6月頃だったと思いますけれども、子どもたちに、新しい学校はどういう学校がいいかというようなアンケートですとか、実際に私たちが学校に行きまして、子どもたちと一緒に、いろいろワークショップ的なことを行ったことがございます。その中でありましたプールについての意見というものが幾つかございまして、やはり大きなプールはよくないというものもありますし、先ほどのヌカカのことですとか、やはり学校のプール、美保中学校区に限ってではありませんけれども、屋外ですので、いろいろ自然環境によって、水が、状態がよくないこともございますので、やはりきれいな水で泳ぎたいということや、学校の水泳、寒い時期も入ったりしますので、温かい環境のいい状態での水泳をやってみたいというような意見はございましたので、お伝えさせていただきます。

○**今城委員長** 土光委員。

○**土光委員** だから、担当課というか、当局がプールに関して、実際今、問題になっているのは、学校に造るのがいいか通うのがいいかという議論なんですけど、それに関して、子ども

の意見を聞いたというふうに言われましたが、どういうふうに聞いたか、聞き方はよく理解しました。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

安達委員。

**○安達委員** すみません、プールに特化するわけじゃないですが、いろいろ聞いてみたいと思って、今までずっと準備会も傍聴させてもらってきた中で、崎津小学校でヌカカでプールを開けなかったとか、日数を減らしたとかっていうのは、実際今まで何年か実績があるんでしょうか。というのが、位置が大篠津小学校のプール、和田小のプール、美保中のプール、米川に近いところは発生しやすいんじゃないかなと思ってんです。崎津小は畑も近いし、そういうところでプールの開設はどのように今までしておられたか聞きたいんですが、どうですか。

**○今城委員長** 遠藤こども政策課長補佐。

**○遠藤こども政策課長補佐** 現在の学校での様子ということでございますが、まず、4つの学校の現状についてですけれども、それぞれ学校、校長、また教職員のほうに、このヌカカの状況については聞き取りをしております。崎津小学校以外の学校は、あまりヌカカについて、水泳学習で困ったことはないという回答をいただいております。崎津小学校につきましては、プール以外のところでの被害も多いので、プールに限ってこれということはないですけれども、プールサイドにいますと、場所によっては子どもたちがやっぱり刺されるといったところや、水面にヌカカの死骸といいますか、やっぱりたくさん浮かんでいる状態があって、教職員が授業の前には網とかを使ってきれいな状態になるように努力しているという報告を受けていますけれども、ヌカカの影響でプールを実施しなかったという報告は受けておりません。以上です。

**○今城委員長** 安達委員。

**○安達委員** 細かいですが、僕は、経験ですよ。5月の連休明けから夏休み前に畑に出るとよく刺されていますので、それはそれで、環境政策に今発生しておるよとか、見えなんだよというのは情報連絡はしてるんですが、一つは、今言われた、ヌカカって小さいんで、プールに浮かんでも見えるかなっていう気はします。ただ、いろんな意味で、いわゆる授業が進まなくなる環境はちょっと増えるのかな、我々が住んでるところよりはね。それは心配するので、それはそれで記録してもらいたいんですが、やっぱり学校にプールはあってほしいというのが願望です。

もう一つ言うのは、自分は発言できませんが、準備会で傍聴していると、事務局って言うていいのか、学校の立場の方がおられる、いろいろな発言を聞いてた中で、最高の学校施設を造りたいってきちんと言われたのを覚えてるんですよ。PTAの方も、それに賛同するっていうんでしょうか、ああ、すごい学校が建設されるんだなと、希望をすごくした可能性あります。ですから、設備面でも、その辺は、後で聞いて、参加された後で委員の方から聞けば、ああ、これから、4年後はすごいいい施設が市内でも初めてできるので期待したいなという思いはありました。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、プールのことは意見が私もまとまったものがないので、最後

まで黙っていようと思ってたんですけど、すみません、言わせてください。水泳学習っていうところを議論されている中で、泳力を上げていく段階を追って子どもの成長によっていうこともあると思うんですけども、私、水中の中での体の動かし方であるとか、水と一緒にいることの楽しさであるとか、また、水難救助のとき、災害時の状況判断をつけていく力であるとか、危険なときの体感、そういったことを理解するチャンスでもあるというふうに思っていて、仮に学校施設の中にプールができたときに、使わない期間が、使えるときを、夏じゃないところも含めて、年中どういうふうにプールを使っていくかということもあると思うんですけど、地域の人々の活動であるとか、それから部活動移行の中で水泳というものをどういうふうにスポーツとして位置づけていくかって考えたときに、それを選択したいって、もしこの地域の児童生徒が思ったときにあれば、より市内の中にバランスよく水泳をスポーツとして、部活動として取り組みやすくなる環境は整っていくんじゃないかなというふうに思っているところで、だから造ったほうがいいんじゃないですかというふうに、私、よう言わなかったのも黙ってましたが、一応、そんな考えがあります。なので、特に水泳はスポーツ特有の競技的な障がいが出にくい競技としても、子どもが取り組むスポーツとしては重要だというふうに、親として子どもを見てきた中で思ってきた感覚でもありますので、意見として言わせていただきたいと思います。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、令和7年度全国高等学校総合体育大会の開催について、当局の説明を求めます。

木村こども政策課学校政策担当課長補佐。

**○木村こども政策課学校政策担当課長補佐** 令和7年度全国高等学校総合体育大会の開催について御報告をいたします。

資料のほうを御覧ください。令和7年度全国高等学校総合体育大会、通称インターハイが9年ぶりに中国ブロックで開催され、米子市では、弓道及びウエイトリフティングの2競技を開催することから、概要等について御報告をいたします。

なお、インターハイにつきましては、全国高等学校体育連盟や鳥取県など、関係機関、関係団体と連携・調整を取りながら業務を進めていく必要があることから、現時点では報告できる内容のほうは限られてはおりますが、本議会に令和6年度当初予算を上程していることから、いち早く報告のほうさせていただくものでございます。

1、概要の（1）日程につきましては、令和7年7月下旬から8月下旬にかけて開催を予定しております。

（2）主催につきましては、全国高体連、開催県、開催県教育委員会、関係中央競技団体で、競技種目別大会は、会場地及び会場地の教育委員会を含むものとなっております。

（3）県内開催競技につきましては、米子市では弓道とウエイトリフティングの2競技となります。

2、今後の予定の（1）実施体制につきましては、令和6年4月1日付、行政組織機構改正により、教育委員会事務局こども政策課に高校総体推進室を新設し、体制整備を行うこととしております。

なお、本議会に上程をしております米子市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育委員会の事務部局における業務の増加に伴い、職員の定数を暫定的に増員するため、改正しようとするものでございますが、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間において暫定的に増員する定数11人のうち4人は、インターハイの開催に伴う増員となります。

次に、(2)取組内容につきましては、鳥取県が設置する県実行委員会と連携し、業務を推進することとしており、具体的な内容につきましては、これからではあります、米子市実行委員会の設立、競技大会の開催準備、広報・啓発活動を考えております。

説明のほうは以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時03分 休憩**

**午後3時19分 再開**

**○今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第15号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第15号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

資料のほうですが、令和6年3月定例会内の議会運営委員会資料で令和6年2月19日内の資料1、議案の説明資料8ページをお開きください。

すみません、失礼いたしました。通知が今入ったところでございますが、これは令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における第1号被保険者の保険料率を現行の率で据え置くこととするほか、介護保険法の施行令を一部改正に伴いまして所要の整備を行おうとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、保険料率の据置きでございます。介護保険制度における第1号被保険者の保険料は、3年間の介護保険事業計画期間における保険給付に必要な費用を算出して決定をいたします。介護給付費等については、増加を見込んでいますが、介護保険給付費等準備基金から充当することにより、保険料率を据え置くこととするものでございます。

続きまして、説明資料、補足資料といたしまして、委員会資料内の民生教育委員会、民生教育分科会の令和6年3月13日内8の福祉保健部、議案第15号関係資料をお開きください。

1ページ目の1、第9期計画の介護給付費等の見込みについてでございますが、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数ともに第9期においても増え続け、介護給付費等の費用も今後も増加する見込みでございます。

続きまして、2枚目の第9期介護保険料の算定方法の（1）を御覧いただきますと、第9期の介護保険料を試算をいたしますと、基準額が月額で7,030円となっております。令和12年度、さらには令和22年度と増加する見込みでございます。

続きまして、2ページ目を御覧くださいませ。（3）でございますが、介護給付費等準備基金を令和5年度末の積立額の見込みは約16億7,000万円でございます。そして、（4）にありますとおり、そのうちの8億6,500万円を充当することで、第9期の保険料基準額は、第8期と同額の6,480円として、所得段階別の割合を同率とするものでございます。残りの基金につきましては、第10期以降においても保険料の増加は避けられない状況でございますので、急激な増加を抑制するために充てる考えでございます。

なお、条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ないですか。

矢田貝委員。

**○矢田貝委員** すみません、一つだけ確認させていただきたいんですけども、1ページ目の（3）の介護給付費等のところの、地域支援事業の伸びが、上の2つの予防サービスと介護サービスに比べて、あまり高くなくて、ほぼ同じ額になっています。同じ取組を進められるというお考えなのか、それにしても、それはフレイルというところが主に組み込まれている事業になると思うんですね。その取組の成果があれば、介護サービスの給付と予防サービスの給付費っていうのが、もし人口構成であるとか、今までの伸び率で計算されているのであれば、もう少し下がってくるんじゃないのかなと思っているんですけど、その辺りは見込まれてのことでしょうか、確認させてください。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** フレイル対策の効果が見込まれてるものかどうかというところの御質問であったかというふうに思います。

今回、第9期につきましては、フレイル対策事業を今年度から全市展開をしたというところでございます。恐らくその効果としては、第9期中にはなかなかまだ見えてこないのではないかというふうに考えておりまして、それについての効果につきましては、第9期のほうでは見込んでないところでございます。

**○今城委員長** 矢田貝委員。

**○矢田貝委員** はい、分かりました。私もよく介護保険、難しくてあれですけど、もう少し何か事業も平たんに予算が組んでありますし、しっかりと集中的に3年間取り組むのであれば、12年度以降の変化が見えるとかいうことで、何か動きがあってもいいのかなと、あまりにも変わらない給付費になってるなというふうに思いましたので、聞かせていただきました。すみません、以上です。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件については終了をいたします。

次に、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 長寿社会課から、議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、御説明をさせていただきます。

資料といたしましては、令和6年3月定例会内、議会運営委員会資料内令和6年2月19日内の資料1、議案説明資料の9ページをお開きください。これは、国における令和6年度の介護報酬改定に向けた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市が定める介護サービス関係基準条例に関しまして、所要の整備を行おうとするものでございます。主な改正内容につきましては、9から11ページにお示ししておりますけれども、医療と介護の連携の推進を図るとともに、高齢者虐待防止の推進、良質な介護サービスの効率的な提供などを図るためのものでございます。

なお、この条例は、一部を除きまして、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

錦織委員。

**○錦織委員** これを、事前にもちょっと聞かせていただいたんですけども、介護保険事業に係る人手不足っていうのももちろんあるんですけども、例えばこれまで同一敷地内だったら複数の施設を一人の管理者がしてもよいつていうことになってたのを、同一敷地内でなくっても、ほかのところでも一人の管理者でもいいですよと、そういう基準を緩和したり、それから、同一とされてきたサービス類型の兼務も、これも限定だったものを基準を緩和するということで、国から見たら効率的な提供の仕方、サービスの提供っていうふうになるかもしれませんが、実際には、そういう規制を緩和するっていうことで、非常に危険性も伴うんじゃないかなということで、私は、これには賛同できないので、反対を求めます。

**○今城委員長** ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号、米子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、塚田委員、土光委員、戸田委員、西野委員、矢田貝委員〕

○**今城委員長** 挙手多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後3時30分 休憩**

**午後4時32分 再開**

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

福祉保健部から2件の報告を受けます。

認知症高齢者グループホーム整備事業補助金の事故繰越しについて、当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

○**足立長寿社会課長** そういたしますと、認知症高齢者グループホーム整備事業補助金の事故繰越しにつきまして御報告をさせていただきます。

資料のほうですが、予算決算委員会民生教育分科会の中の10番、福祉保健部、認知症高齢者グループホーム整備事業補助金の事故繰越しについてをお聞きください。

そうしますと、令和4年度一般会計当初予算により措置された本事業でございますけれども、令和5年度に繰越しをいたしまして、年度内の完了を目指していたところでございますが、避け難い事故により事業に遅延が生じたため、年度内完了が困難となったことから、当該補助金について事故繰越しを行うものでございます。

交付先の事業者につきましては、株式会社ビジュアルビジョン、事故繰越額は4,870万2,000円でございます。

今回、事故繰越となる理由でございますが、当初、令和6年3月20日頃を事業完了の予定として、当該事業者は工事を進めていたところでございますけれども、全国的に建物内に配線する電線が品薄状態であったことに加え、能登半島地震で仮設住宅の建設を最優先とする経済産業省からの要請があったことから、電線が入手できず、工期に遅れが生じるためでございます。

経過といたしましては、当該事業者は、令和5年9月定例会の民生教育委員会におきまして御報告させていただきましたとおり、当初の計画から建設場所が変更されたことに伴いまして、令和5年8月に本市に対する変更申請をされ、9月に本市から事業者に対する変更承認を行い、これを受け、10月に事業者と工事会社で契約を締結されております。その後、電話や窓口での聞き取りなどで、本市から事業者に対しまして、定期的な進捗確認等を行っていたところでございますが、令和6年2月7日に、事業者から本市に対して、工事の遅延について連絡があったところでございます。内容は資料記載のとおりでございます。

ます。

遅延に関する連絡がありました後に、2月15日に事業者、設計会社及び工事会社が来庁いたしまして、詳細について改めて聞き取りをいたしましたところ、遅延がほぼ確実であるということを確認をいたしました。鳥取県の所管課、市の関係課との協議を重ねまして、2月26日に再度、本市から工事会社へ引渡し予定日の照会をいたしまして、4月10日頃の予定であることを確認したところでございます。

また、最新の情報でございますが、その一部納品が決まっていなかったものも含めまして、全て納品は完了しているところでございまして、補助金の完了検査が4月5日頃に実施できる見込みとなっておりますところでございます。

なお、本件に関しまして、財源は全額、県支出金でございまして、鳥取県からは事故繰越しで取り扱うことについても了承をいただいております。

説明は以上でございます。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

土光委員。

**○土光委員** まず、この事故繰越しというのを、そういう繰越しの一つの範疇というか、単なる事故で繰り越したということではなくて、事故繰越しという、そういった項目はちゃんとあるということでしょうか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 事故繰越しについてということですが、法的に定められているものでございます。地方自治法第120条の第3項ですね、定めてございます。なお、内容といたしましては、年度内完了の予定の工事が災害や新興感染症などの突発的な影響によって遅延して、年度内に事業が完了とならない場合などに、予算を次年度に繰り越すというものでございます。

**○今城委員長** 土光委員。

**○土光委員** 県が了承しているということで問題はないんだろうと思いますが、これ、繰越し、2回目ですよ、もともと令和4年で、事情があつて1年、1回繰り越して、また繰り越すというか、何か一般的に同じやつを2回繰り越すというのはできない云々みたいな、そういったルールも耳にしたことがあるんですが、今回は事故繰越しだから、それはクリアできてるといふふうに理解していいんですか。

**○今城委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 委員おっしゃいましたとおり、令和4年度から繰越明許ということで、一度繰越しをさせていただいております。今回、その事故繰越しにつきましては、繰越明許を一度行ったものに対しても事故繰越しは可能ということで、それは定められているところでございます。

**○土光委員** 分かりました。

**○今城委員長** ほかにはございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請につ

いて、当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** そうしますと、資料のほうですが、民生教育委員会の11番、福祉保健部のデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ「TYPE1」の申請についてということで、今通知を送っていただきましたが、お開きいただきたいと思います。

この交付金は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組に係る交付金でございまして、本市といたしましては、介護保険要介護認定システム導入事業を申請をしたところでございます。

1番の事業の概要でございしますが、事業費は3,610万5,000円を見込んでおります。この事業につきましては、一応システム、2本立てで考えておりまして、1つがタブレットを活用した要介護認定に係る調査を行うためのシステム、それと、オンラインによる情報共有のシステムでございます。

まず、タブレットを活用した本システムの導入につきましては、これを導入することによりまして業務の効率化を図りまして、高いレベルでの公平、公正な認定調査の実現を図るものでございます。また、クラウド上で官民で情報共有を図りまして、より迅速な介護認定の状況を把握して、介護計画作成のための資料請求などの手間が必要がなくなりまして、介護に関わる方々の業務の効率化、あるいは高齢者支援の質の向上を図るというものでございます。

次の、2番の採択決定時期は及び3番の今後のスケジュール（1）につきましては、訂正をさせていただきたいと思えます。例年、3月10日頃に国からの内示があることから、採択が決定した場合は、3月議会最終日に補正予算を上程する予定と記載をしておりますが、先週、8日に、国のほうから、内示は例年より遅れまして、3月下旬頃となるという見込みであるという連絡がございました。そのため、国の交付金を活用して事業を実施するとの基本的な方針には変更はございませんけれども、新年度に入って速やかに事業着手することが、より効果的な事業実施にとって必要なことであるため、議会最終日に内示が間に合わなくても補正予算を上程させていただく準備を進めておるところでございまして、御承知おきをいただきたいと思いますというふうに思えます。

なお、内示の結果におきましては、事業実施を見送る場合が生じる可能性がございますので、その場合には改めて議会のほうに報告のほうをさせていただきたいというふうに思えます。

次の、3番の（2）と（3）でございしますが、採択されましたら、令和6年度に関係団体との協議や仕様検討、業者選定等を行いながら、順次運用の開始をしていきたいと思っております。令和7年には全てのシステムの運用を開始するということを考えております。

説明は以上でございします。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。ありますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 1 分 休憩

午後 4 時 4 5 分 再開

○**今城委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

初めに、議案第 13 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉持保険年金課長。

○**吉持保険年金課長** 議案第 13 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

通知をお開きください。令和 6 年、米子市議会 3 月定例会議案の資料 1、6 ページの下段、13 のところを御覧ください。本議案は国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、7 ページを御覧ください。改正の内容は 3 点ございます。1 点目は、令和 6 年 4 月から退職者医療制度が廃止されることに伴い、退職被保険者等に係る国民健康保険料に関する規定を削除するものです。2 つ目は、国民健康保険料の後期高齢者医療支援金等賦課額の賦課限度額を現行 22 万円から 24 万円へ引き上げるものです。3 つ目は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置の対象となる世帯の所得を判定する基準を引き上げるもので、世帯の被保険者数に乗ずる金額を、5 割軽減対象世帯は現行 29 万円を 29 万 5,000 円に、2 割軽減対象世帯は現行 53 万 5,000 円を 54 万 5,000 円に引き上げるものです。この条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日としております。

説明は以上です。

○**今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

錦織委員。

○**錦織委員** 1 と 3 の項目については賛成なんですけど、2 のほうは賦課限度額の引上げ、値上げなので、75 歳以上の高齢者にこういうふうには値上げするのはよくないということで、負担増に反対するために、全体として否決を、反対します。

○**今城委員長** ほかにございますか。

それでは、ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 13 号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…安達委員、塚田委員、土光委員、戸田委員、西野委員、矢田貝委員〕

○**今城委員長** 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件については終了をいたします。

次に、議案第 14 号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民生活部次長。

**○長谷川市民生活部次長兼市民税課長** 議案第14号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

通知をお開きください。資料1、議案説明資料の7ページでございます。この改正条例の制定についてでございますけれども、米子市における特定個人情報の利用に当たりましては、条例において利用できる事務と利用できる特定個人情報が規定されております。今回の改正内容としましては、第1に、障がい者に係る特別医療費の助成に関する事務に関し、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報を利用することができるようにすること。第2に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、従来の地方税の賦課徴収に関する事務に加えまして、森林環境税の賦課徴収に関する事務を扱える事務として追加することとなりました。以上から所要の整備を行うものとするものでございます。

なお、本条例の施行の期日は公布の日でございます。

説明は以上です。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件については終了いたします。

次に、議案第22号、和解についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

永江市民生活部次長。

**○永江市民生活部次長兼固定資産税課長** 議案第22号、和解についてに関して御説明いたします。

通知をお開きください。令和6年、米子市議会3月定例会議案資料1の14ページ、議

案第２２号、和解についてでございますが、これは市民生活部の職員の公務中の交通事故によるもので、本市に過失はなく、相手方の過失割合を１０割とし、市自動車の損害に係る損害賠償金の支払いを相手方に求めることについて和解をしようとするものです。

説明は以上です。

**○今城委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２２号、和解について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○今城委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件については終了いたします。

民生教育委員会を閉会いたします。

**午後４時５３分 閉会**

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

民生教育委員長 今 城 雅 子